

令和7年度 畑地化促進事業における要件確認チェックシート

村上市農業再生協議会

1. 要望する水田における要件

「畑地化促進事業」を要望する水田について、一筆ごとに以下の要件を満たすこと。

No.	要件	確認方法（必要書類） 【申請時（4/30）までに必要】	チェック欄
1	現況において非農地に転換された土地（又は転換されることが 確実と見込まれる土地）でないこと	協議会で確認	☐
2	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしている こと※1	・事業活用を要望する水田の写真 （撮影日が分かること） ・ほ場の全体、用水路、水口（取水口）、水尻（落水口）を撮影すること	☐
3	前年度において主食用米、戦略作物または産地交付金の対象となった作物※2が作付けされていること	協議会で確認	☐
4	おおむね団地化された畑地を形成していること※3	協議会で確認	☐
5	畑地化支援の交付後5年間は、（販売を目的として）申請した支援の対象となる作物の作付を行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行う事※4	・要件確認申請書の当年度以降の作付計画（作付作物）欄等 ・なお、今後5年間は作付確認の実施及び販売証明を求める	☐
6	地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）と畑地化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについて関係機関の合意を得ること	・客観的に確認できる資料 【農業委員会への照会書、土地改良区への照会書】	☐
7	交付申請に係る農地が借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者（地主）の同意を得ること	・該当があれば客観的に同意を確認できる資料 【畑地化促進助成の交付申請に係る土地所有者同意書】	☐

2. 協議会等における確認事項

協議会では1.のほか、以下についても確認します。

①	要望のあった水田が交付対象水田の要件を満たしていることを、協議会が確認し、そのことを資料（写真等）により客観的に示すことができること
②	作付意向等の調査に基づく、協議会ごとの水田の作付面積の合計（主食用米の作付面積、作付転換面積、畑地化面積等の合計）が、前年度のものと整合していること
③	水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと
④	地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと
⑤	畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと

※1～※4については2ページ目「畑地化促進事業における要件確認チェックシート【補足】」をご覧ください。

令和7年度 畑地化促進事業における要件確認チェックシート【補足】

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件

☐	畦畔等の湛水設備を有していること (作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を含む)
☐	所要の用水を供給しうる設備(用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備)を有している 又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていること (天水のみで水稻生産が行えることを近隣水田の生産実績で示すことができる場合を含む)

※ 本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合は交付対象水田とは認められません。

※2 前年度において主食用米、戦略作物または産地交付金の対象となった作物は以下の通りとする。

- ・主食用米
- ・戦略作物(麦、大豆、飼料用作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米)
- ・産地交付金対象作物(上記以外)
(そば、球根類、ネギ、えだまめ、ブロッコリー、オータムポエム、トマト、わらび、赤かぶ、玉ねぎ、キャベツ、コンニャクイモ、地力増進作物、輸出用米)

※3 おおむね団地化された畑地について(村上市農業再生協議会の定める団地化要件)

【面積要件】

- 高収益作物(平地・中山間地域共通10a以上) ●畑作物(平地1ha以上、中山間地域0.5ha以上)

※中山間地域とは「中山間地域等直接支払制度」に該当する地域をいいます。

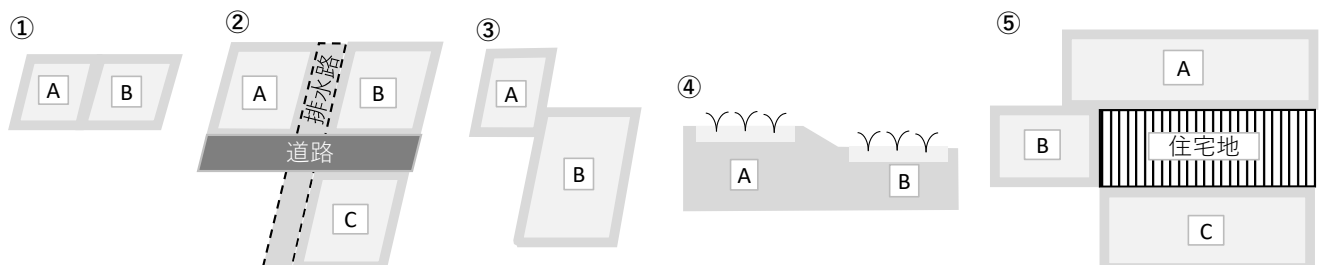
【その他団地化要件】

- ・申請地のみ、2筆以上で団地が構成されていること
もしくは申請地と周辺農地※の2筆以上で団地が構成されていること
- ・下記の方法で団地を形成すること

※周辺農地の要件

- ア 令和2～6年度の作付がすべて水稻以外の作物かつ令和7年度も同様の作付が予定されている農地
- イ 前年度までに当該取組の対象となった農地

- ① 畦畔で接続する2筆以上の農地(交付対象・対象外にかかわらず。以下同じ)
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する2筆以上の農地(農作業の継続に大きな支障のないもの)
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地(農作業の継続に大きな支障のないもの)
- ④ 段状に接続する2筆以上の農地(農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの)
- ⑤ 耕作者の宅地に接続している2筆以上の農地
- ⑥ 上記のほか、村上市農業再生協議会が農作業を継続するのに適当と認めるもの



※4 高収益作物畑地化支援を受ける場合

→販売を目的とした高収益作物を5年間作付けする必要があります。

(高収益作物以外の販売目的の作物を作付けする年度がある場合は高収益作物畑地化支援の対象外となり交付金の返還が必要になることがあります。)

・その他畑地化支援を受ける場合

→販売を目的とした高収益作物または一般作物を交付後5年間作付けする必要があります。

※自然災害等のやむを得ない要因があると認められた場合を除く